

山口県西部森林組合 行動計画

働き甲斐のある職場づくりを目指して、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 年次有給休暇制度の取得日数を1人平均年間10日以上とする。

〈対 策〉

- 令和3年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和4年4月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に2回行う
- 令和5年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和6年4月～ 社内広報を強化するなどキャンペーンを行う

目標2 地域の子供の現場見学及び若者のインターンシップの受入れを行う。

〈対 策〉

- 令和3年4月～ 受入れ体制の検討開始
- 令和4年4月～ 受け入れを行う部署や現場への説明及び体制づくり
- 令和5年4月～ 関係機関、学校との連携
- 令和6年4月～ 職員への周知や広報誌などによる取り組みの周知
- 令和7年4月～ 現場見学及びインターンシップの受け入れ開始